

介護給付費等算定に係る体制等に関する届出について

1 体制等に関する届出書提出のスケジュール

加算等の届出は、随時受け付けておりますが、毎月15日までに届出されたものは、翌月のサービス提供分から算定が可能となりますが、毎月16日以降に届出をされた場合は、翌々月のサービス提供分からの算定となります。

加算等の届出に対する認定は、休日を除き2週間～1か月以内（補正に要する期間は含まない）で審査を行い、受理通知を送付いたします。

2 提出書類

届出の際に必要な書類は、サービスごとに異なりますので「提出書類一覧表」を参照してください。

3 届出書類の作成と手順

(1) 事業所ごとに介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書を作成してください。

(2) サービスの種類ごとに一覧表や添付書類等を作成、準備してください。

(3) 届出書類は原則としてA4版とし、「一覧表」の順番に並べて提出してください。

※ 1事業所単位の添付書類で、重複する書類は1部で結構です。

※ 同一事業所であっても、事業所番号が異なるサービスの加算の届出については、それぞれ分けて届出が必要となりますので注意してください。

4 届出方法

(1) 必要書類を揃えたうえで提出してください。書類が揃っていない場合は、受付できないことがありますのでご注意ください。

(2) 届出書類は郵送でも構いませんが、修正等が必要な場合でも当課から原則返送はいたしませんのでご注意願います。

(3) 届出にあたって、相談や質問がある場合は、又は届出書を持参する場合は、混み合うことがありますので、事前に電話等で予約をしてください。（事前に連絡がない場合は対応が出来ないことがあります。）

5 審査・認定

(1) 届出書受付後は、休日を除き2週間～1か月以内（補正に要する期間は含まない）で審査を行います。

(2) 審査の結果、基準を満たす届出については、体制が整っていることを評価し算定が行えるよう認定処理をします。

(3) 算定は原則として、原則、毎月15日までに届出をされた分は、翌月のサービス提供分から算定が可能となりますが、毎月16日以降の届出については、翌々月のサービス提供分からの算定となります。

6 届出先

旭川市福祉保険部指導監査課

〒070-8525

旭川市7条通10丁目旭川市第二庁舎5階

電話 25-9849

FAX 25-9090

電子メール shidokansa@city.asahikawa.hokkaido.jp

※※※※※※※※※ 関係法令・指定基準等 ※※※※※※※※※

指定を受けるためには、厚生労働省が定める次の指定基準、最低基準等を満たすことが必要です。このほかにも、省令の委任を受けた告示等も発出されており、事業者として把握しておくことが必要ですので、ご確認願います。

【基本法令】

サービス種類	法令・政令・省令・告示・通知
障害福祉サービス事業	障害者自立支援法(平成18年法律第123号)
障害者支援施設	障害者自立支援法施行令(平成18年政令第10号)
一般相談支援事業	障害者自立支援法施行規則(平成18年厚労令第19号)
特定相談支援事業	児童福祉法(昭和22年法律第164号)
障害児相談支援事業	児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)
	児童福祉法施行規則(昭和23年厚生令第11号)

【指定基準】

障害福祉サービス事業	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚労令第171号)
障害者支援施設	障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚労令第172号)
一般相談支援事業	障害者自立支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚労令第27号)
特定相談支援事業	障害者自立支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚労令第28号)
障害児相談支援事業	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚労令第29号)

【最低基準】

障害福祉サービス事業のうち、療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援	障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(平成18年厚労令第174号)
障害者支援施設	障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成18年厚労令第177号)

【報酬算定基準】

障害福祉サービス事業、障害者支援施設	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚労令第523号)
一般相談支援事業	障害者自立支援法に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年厚労令第124号)
特定相談支援事業	障害者自立支援法に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年厚労令第125号)
障害児相談支援事業	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年厚労令第126号)

【指定基準の解釈通知】

障害福祉サービス事業	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成18年障発第1206001号)
障害者支援施設	障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成19年障発第0126001号)
一般相談支援事業	障害者自立支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について(平成24年障発0330第21号)
特定相談支援事業	障害者自立支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について(平成24年障発0330第22号)
障害児相談支援事業	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について(平成24年障発0330第23号)

【報酬算定基準の留意事項通知】

障害福祉サービス事業、障害者支援施設	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年障発第1031001号)
--------------------	---